令和６年(２０２４年)8月２３日
教　育　委　員　会　資　料
教育委員会事務局学務課

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例の一部改正手続について

１　条例の目的

この条例は、区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償（療養補償、休業補償、傷病補償、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償）の補償範囲、金額及び支給方法などの必要事項を定めることを目的としている。

２　改正理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、介護補償の額を改定する。

３　改正内容

介護補償の額を引き上げる。（第１１条）

（１）　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合
　　１７２，５５０円　→　１７７，９５０円

（２）　常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合
　　７７，８９０円　→　８１，２９０円

（３）　随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合
　　８６，２８０円　→　８８，９８０円

（４）　随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合
　　３８，９００円　→　４０，６００円

４　新旧対照表

別紙のとおり

５　実施時期

公布の日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

（別紙）

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第１条～第１０条　（略） （介護補償） 第１１条　（略） ２　介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、１月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 ⑴　介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第３号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が１７７，９５０円を超えるときは、１７７，９５０円） ⑵　常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第４号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が８１，２９０円以下である場合に限る。）　８１，２９０円 ⑶　介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が８８，９８０円を超えるときは、８８，９８０円）	第１条～第１０条　（略） （介護補償） 第１１条　（略） ２　介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、１月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 ⑴　介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第３号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が１７２，５５０円を超えるときは、１７２，５５０円） ⑵　常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第４号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が７７，８９０円以下である場合に限る。）　７７，８９０円 ⑶　介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が８６，２８０円を超えるときは、８６，２８０円）

⑷　随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が４０，６００円以下である場合に限る。）　４０，６００円 第１２条～第２９条　（略） 附　則　（略） 別表　（略） 附　則 （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和６年４月１日（以下「適用日」という。）から適用する。 （経過措置） ２　新条例第１１条第２項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 ３　適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第１１条第２項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。	⑷　随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が３８，９００円以下である場合に限る。）　３８，９００円 第１２条～第２９条　（略） 附　則　（略） 別表　（略）